

報告第2号

専決処分について

次の事項について、令和2年7月1日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

訴訟事件の和解について

提案理由

福岡地方裁判所平成30年(ワ)第1288号損害賠償請求事件に関し、裁判所の和解の提案に基づき緊急に訴訟上の和解をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、福岡地方裁判所平成30年(ワ)第1288号損害賠償請求事件に関し、裁判所の和解の提案に基づき訴訟上の和解をすることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年7月1日

春日市長 井 上 澄 和

1 事件名

福岡地方裁判所平成30年(ワ)第1288号損害賠償請求事件

2 和解当事者

(1) 原告

春日市〇〇〇丁目〇〇番地〇

〇〇 〇〇〇

(2) 被告

春日市

(3) 補助参加人

東京都品川区〇〇〇〇丁目〇〇番〇号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 和解条項案の内容

(1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、80万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和2年7月31日限り、原告が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

平成31年4月23日、被告春日市を補助するため訴訟への補助参加の申出を行った。

(4) これに対し、令和元年11月29日、訴訟の長期化を避けるとともに今後の紛争の防止を図るため福岡地方裁判所から和解が提案されたものである。

5 和解条項外の市負担額について

(1) 上記事件における国民健康保険の療養の給付に関して市が負担する額は、5万1,946円とする。

6 市の負担額

項目	金額
解決金	80万円
補助参加人既払金の求償	12万1,977円
原告の健康保険の療養の給付及び傷病手当金の支給	14万2,934円
原告の国民健康保険の療養の給付	5万1,946円
合計	111万6,857円